



※留意事項
 ・用途地域：無し（市街化調整区域）
 ・建ぺい率40%・容積率80%・外壁後退1m以上
 ・隣地との高低差について、今後埋戻し等により擁壁設置が必要な高低差を生じた場合、基準に適合した擁壁を設置する事。
 ・高水位地区のため雨水浸透柵不設置。

名称	番号	用途	面積 (㎡)	比率 (%)	容積率	備考
宅地用地	宅地		501.48	92.78		最低高層200m以上
公共施設	道路後退		39.00	7.22	地本市	
区域合計			540.48	100		

使用水量等
 1人1日最大水量を300ℓとする。
 (1戸当り) 5人×300ℓ=1,500ℓ (4.5m³/日)
 1,500ℓ×4世帯=6,000ℓ (18m³/日)

KBM地点標高 3.63m
 KBM地点浸水深 3.10m
 KBM地点浸水深(標高) 6.73m
 ※浸水深(標高) 6.73m
 開発区域内における建築物(住宅)は、
 想定浸水深(標高6.73)以上の部分に
 避難可能な居室等を設置する。

凡例

着色	種類
[Orange Box]	市道(道路台帳整備済)

給排水計画図

所在	熊本市南区御幸木部一丁目	
図名	土地利用計画図 造成計画平面図	縮尺 1:200
作成年月日	令和7年12月1日	
作成者		



許 可 証

指令（開指）第2026-2061号
令和8年6月24日

令和8年5月26日付け申請の開発行為の許可については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり許可します。

熊本市長 大西 一史



開 発 行 為 の 概 要	申請者住所氏名	
	開発区域に含まれる地域の名称	熊本市南区御幸木部一丁目1264番1
	開発区域の面積	公簿 528.00 m ² 実測 540.48 m ² 有効 m ²
	予定建築物の用途	専用住宅（2区画）
	工事施行者住所氏名	
	着手予定年月日	令和8年7月1日
	完了予定年月日	令和9年12月31日
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他
	法第34条の該当号及び該当する理由	法第34条第11号 「法第34条第11号の規定により条例で指定する区域内の開発行為等」
	その他の必要な事項	都市計画法第41条第1項に基づく制限 建ぺい率は40%以内、容積率は80%以内、外壁後退距離は1m以上、建築物の高さは10m以下とする。 都市計画法第34条第11号の区域にある当該開発区域は、一定の浸水想定区域であるため、避難可能な居室等の床の高さを添付の土地利用計画平面図に記載の想定浸水深以上となるよう対策を講じること。なお、建築物の建築に対して、建築基準法第6条第1項もしくは、同法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認申請をする場合は、当該開発許可の土地利用計画平面図及び対策を講じていることが確認できる断面図等を添付又は申請図書に記載すること。 都市計画法第79条に基づく条件 別紙のとおり

備考
1 この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。

【施工上の注意事項】

- 1 施工にあたっては、施工中の雨水の流出や土砂の流出防止のため、まず対策工事等を行うこと。
- 2 作業中及び作業終了後において、バリケードや立入り禁止等の安全標識を設置して事故防止に努めること。
- 3 建設機械による工事中の振動・騒音には留意し、運搬車両による土砂及び資材の飛散等予防対策を講じ、飛散等があった場合は、清掃などの環境対策を速やかに行うこと。
- 4 写真管理は構造物及び施工段階ごとに行い、特に工事完了後に目視出来ない部分は、形状、寸法が明確に分かるように撮影すること。

【公共施設の管理引継ぎ】

- 1 32条協議により、熊本市が管理予定者となる次の公共施設については、分筆後、完了届と同時に登記承諾書等の必要書類を添付し管理引継ぎ申請を行うこと。
公共施設：道路後退・下水道
- 2 抵当権等がある場合は抹消登記を行うこと。

【その他】

- 1 区域外施工については、当該開発行為の検査対象とする。

本
紙

ヲ 988
ワ 989-2
カ 1257-9
コ 1257-11
ク 1281-2
レ 1268-5
ソ 1257-12
ツ 987-3
ネ 975-4
ナ 道
ラ 水
ム 933-2
リ 1272-2
ノ 1267-4
オ 989-1
ク 989-4
ヤ 987-2
マ 983-5
ケ 1242-4
フ 1240-9
コ 1240-14
エ 1240-11
テ 932-2
ア 道
チ 940-5
キ 1271-2
ユ 1271-1
メ 1270-2